

産業廃棄物最終処分場の廃止に関する基準

(平成5年11月16日 市長決定)
(平成11年11月11日 改 正)
(平成14年12月20日 改 正)
(平成24年2月14日 改 正)
(平成26年4月1日 改 正)

第1 趣旨

この基準は、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱（以下「指導要綱」という。）第15条の規定により、産業廃棄物最終処分場の廃止に関し必要な事項を定める。なお、本基準に定めのない事項については、法第15条の2の6第3項で準用する法第9条第5項（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。））に基づくこと。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 廃止の基準

1 共通基準

- (1) 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 火災の発生を防止するため必要な措置が講じられていること。
- (3) ねずみが生息し、蠅その他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- (4) 現に最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活保全上の支障が生じていないこと。

2 管理型埋立処分場

- (1) 終了届が提出された後、2年以上経過していること。

- (2) 開口部の閉鎖及び廃棄物の飛散・流出防止

ア 埋立地の表面が良質な土砂により覆土され、転圧締固め後において1m以上の厚さを有していること。

イ 最終覆土面に不等沈下やひび割れ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。

ウ 法面の締固めや勾配が適当であり、崩壊の恐れがないこと。

エ 擁壁等の損壊、滑動等のおそれがないこと。

オ 埋立処分が終了した埋立地には雨水その他の地表水を支障なく流下させができる構造及び規模の排水設備が必要な部分に設置されていること。

カ 植栽等が行われていること。

- (3) 浸出水による公共用水域及び地下水の汚染防止

ア 浸出水（原水）の水質が、終了届が提出された後、2年間以上の期間にわたり、最終処分基準省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号。以下「ダイオキシン類最終処分基準省令」という。）に定める基準並びに産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準別表第1に掲げる基準に適合していること。

イ 地下水等の水質検査の結果、最終処分基準省令及びダイオキシン類最終処分基準省令に定める基準に適合していること及び適合しないおそれがないこと。（ただし、埋立開始前に比べて水質の悪化が認められない場合においては、この限りでない。）

ウ 集水設備が正常に機能しており、保有水等が有効に集水できる状態にあること。

(4) ガスの発生

ア 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年間認められないこと。

イ 発生ガスマニタリング設備（豊型集排水管等）でメタンガス濃度が2年以上の期間5%未満であること。

(5) 悪臭の発生防止

ア 地表面において、著しい悪臭が感じられないこと。

イ 発生ガスマニタリング設備（豊型集排水管等）で硫化水素ガス濃度が2年以上の期間5ppm未満であること。

(6) 沈下量の測定

終了届が提出された後、1haあたり2か所以上の割合で設置した測定地点で年間10cm以下であること。

(7) 埋立地内部温度

ア 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。

イ 発生ガスマニタリング設備（豊型集排水管等）で、深度5m毎に測定し、2年以上の期間最高35℃以下であること。

(8) 維持管理基準 第4、6(2)の維持管理において異常が認められないこと。

3 安定型埋立処分場

(1) 終了届が提出された後、1年以上経過していること。

(2) 開口部の閉鎖及び廃棄物の飛散・流出防止

ア 埋立地の表面が良質な土砂により覆土され、転圧締固め後において1m以上の厚さを有していること。

イ 最終覆土面に不等沈下やひび割れ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。

ウ 法面の締固めや勾配が適当であり、崩壊の恐れがないこと。

エ 擁壁等の損壊、滑動等のおそれがないこと。

オ 埋立処分が終了した埋立地には雨水その他の地表水を支障なく流下させができる構造及び規模の排水設備が必要な部分に設置されていること。

カ 植栽等が行われていること。

(3) 浸出水による公共用水域及び地下水の汚染防止

ア 浸出水（原水）の水質が、終了届が提出された後、1年間以上の期間にわたり、

最終処分基準省令に定める基準に適合していること。

イ 地下水等の水質検査の結果、最終処分基準省令に定める基準に適合していること及び適合しないおそれがないこと。(ただし、埋立開始前に比べて水質の悪化が認められない場合においては、この限りでない。)

ウ 集水設備が正常に機能しており、保有水等が有効に集水できる状態にあること。

(4) ガスの発生

ア 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が 2 年間認められること。

イ 発生ガスモニタリング設備（豊型集排水管等）でメタンガス濃度が 1 年以上の期間 5%未満であること。

(5) 悪臭の発生防止

ア 地表面において、著しい悪臭が感じられないこと。

イ 発生ガスモニタリング設備（豊型集排水管等）で硫化水素ガス濃度が 2 年以上の期間 5ppm 未満であること。

(6) 沈下量の測定

終了届が提出された後、1 haあたり 2 か所以上の割合で設置した測定地点で年間 10cm 以下であること。

(7) 埋立地内部温度

ア 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。

イ 発生ガスモニタリング設備（豊型集排水管等）で、深度 5m毎に測定し、1 年以上の期間最高 35°C 以下であること。

(8) 維持管理基準 第 4, 6(2) の維持管理において異常が認められないこと。

4 遮断型埋立処分場

(1) 開口部の閉鎖及び廃棄物の飛散・流出防止

ア 強度、土圧、腐食防止において外周仕切設備と同等以上に効力を有する覆いにより、開口部が閉鎖されていること。

イ 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適切な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

(2) 浸出水による公共用水域及び地下水の汚染防止

ア 将来にわたって、覆い及び外周仕切設備に破損や埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出がないこと。

イ 地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること及び基準に適合しないおそれがないこと。

ウ 開口部の閉鎖後、将来にわたって、地下水モニタリング設備等における地下水調査により異常が見られないこと。

(3) 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物及び外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。